

午前10時00分開会

○民谷会長 おはようございます。もう、早いもので11月に入りまして、第11回の政務活動費交付額等審査会ということになります。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

きょうの議題は、お手元でございますように、使途基準の考え方について、それから、きょうは平成28年度収支報告、その他ということになっております。

それでは、最初の使途基準の考え方について、前回いろいろご議論いただいたことを踏まえてのことでございますけれども、事務局からご説明をいただけますか。

○依田次長 はい。それでは、お手元の、委員さん限りの資料に基づきましてご説明いたします。

前回、いろいろご意見をいただいて、それに基づきまして修正をかけたものでございます。人件費の支出できる経費のうち、(1)の給料についてで、ございますけれども、以前の資料につきましては、ただし書きの中に、「ただし、継続して雇用する場合」というふうな文言が入ってございました。これは必要ないんじゃないかということで、外させていただきました。単純に、「2分の1を上限とする」といったところをうたったものでございます。

続きまして、審査会の答申の部分に、「2分の1の按分比を上限とは」というような定義づけをさせていただいたようなところなんですけど、これはもう必要はないということで、もう単純に継続して雇用する場合については、2分の1を按分比とすべきだと、するということを明確にするために、必要ないということで、そこを削除させていただきました。

資料については、以上でございます。

なお、使途基準等につきまして、10月25日に幹事長クラス参加の会合に基づきまして、中で答申の内容につきまして議論させていただいたところにつきまして、進捗をちょっとご報告申し上げたいと思います。

中での議論につきまして、費目でいいますと会議費、これについて議論があったところでございます。会議費について、飲食を伴うものについては廃止すべきだといったご意見がある一方、会議費については、参加費、会費ですね、これにつきましては、飲食を伴わない、飲食とは別に、会場費、資料費などがあるのではないかとといったところが、ご指摘がありまして、これにつきましては、各種団体に申し入れて、確認をさせていただくといった調査をかけると。議員さんのほうで調査をかけるといったところなんです。内容としましては、町会や商店街、いろいろな行政の会合に関する、そういった会合の中の会議費と言われている内容ですね。これについて、どの部分が飲食に当たるのか、飲食経費に当たるのか、会場費に当たるのか、資料費に当たるのかというのを調査したいということで、調査をかけるという話で終わりました。

片や、会議費の中に、みずから主催する会場費、まあ会場を借り上げる経費、こういったものもあるのではないかとあって、これは別費目かなというようなご指摘がございました。このあたりはちょっと調整させていただいて、12月をめどに結論を出していきたいと。で、条例等の見直し、改正については、4月1日からの施行がよろしいんじゃないかなというような意見がございました。

なお、ほかの費目でございますけれども、交通費について、タクシー使用の理由の厳格

化、これについても若干の賛否がございました。なかなか、こう、今現在行っている使途の区分け、これ以上行くと、なかなか使い勝手が悪くなるというようなご意見がございました。この辺も調整してということになろうと思います。

先ほども申し上げたとおり、スケジュール的には11月議会、第4回定例会後、年内をめどに、一定の結論を出し、4月1日からの施行を目指したいというような状況で、今、作業、議論が進められているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

まず運用指針のほうですね、ご訂正なり修正いただいた部分があるということですが、これについては、皆さんいかがでしょうか、今ごらんいただいて。

このつくりだと、継続雇用をしている場合のことが主な前提というかになっているわけですね。

○依田次長 はい。

○民谷会長 で、下にありますけども、「政務活動補助に限定した臨時雇用」の場合というのが、そこで、ちょっと書いてあるんですけども、そういうつくりでいいのかどうかというのが、もう少し、その下の臨時雇用の場合もあるんだよということをわかるように書いたほうがいいのかなという気もするんですけどね。そこだけですね、ちょっと気になるのは。

○依田次長 はい。そうですね、給料については、このただし書きをとるかわりに、継続して雇用するというような文言を——あ、入っていますかね、これ。「継続して雇用する」。

○民谷会長 うん。だから、これはもう、継続して雇用する場合のことを書いているわけですね。

○依田次長 ええ、そうですね。はい。それが前提でということですよ。

○民谷会長 うん。まあ、いいんですかね、(3)番に賃金が出てきて、臨時に一時雇用する場合に要する経費というのがあって、これが両項立てだというのがわかるようにはなっているわけですけど。

○依田次長 そうですね。この賃金が、今、現状では、雇用の場合はこの形で行われているということでございます。

○民谷会長 ええ。この賃金の場合は、いわば(4)番のような趣旨のものを全部、どうなるんですか、反映するんですか。臨時雇用、その目的に限って、政務活動を補助する職員で、臨時にそれに限って雇う場合には、賃金プラス社会保険料とか、そういうものを。

○依田次長 下のほうの、帯がかかった参考の基準、範囲ですね、この範囲を超えると…

○民谷会長 ああ、そうか、そうか。

○依田次長 はい。当然その賃金の中に、社会保険料やらかかって……

○民谷会長 入ってくるわけですね、それを超えちゃったら。

○依田次長 ただ、一般的には、臨時の場合は、ええ、社会保険料等がかからないというような取り扱い……

○民谷会長 一般的にね。それを超えない限りはという。

○依田次長 はい。ですので、年間通して、1年間、半年というようなスパンで雇用する

場合には、当然社会保険料やら雇用保険料というのが、こう含まれてくることになります。

○民谷会長 まあ、普通には、普通には継続して雇用する場合は、(1)番と(2)番と(4)番。それで、臨時的にその目的に限ってという場合は(3)番だけという形態が多いということですね。

○依田次長 そうですね。そういう形態が多い。

○民谷会長 まあ、それでわかるんでしょうかね。

○依田次長 はい。その辺も、ちょっと、もうちょっと書きぶりを丁寧にさせていただいてということもあります。

○民谷会長 委員の皆さん、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 じゃあ、そのことを踏まえながら、体裁等をお願いしたいというふうに思います。

○依田次長 はい。

○民谷会長 それから先ほどご説明のあった件については、今、いろいろ話し合いを継続されていて、12月をめどに結論を出すような方向だということですのでよろしいんですかね。

○依田次長 はい。

○民谷会長 それで、条例改正等が必要なものについては……

○依田次長 年明けの第1回定例会が……

○民谷会長 それで、やって。

○依田次長 4月1日施行ですと、そこがリミットかなというところですよ。はい。

○民谷会長 仮に、それは修正等があった場合は、新年度から新しいスタートになるということですね。

○依田次長 4月1日からと。はい。そういうような予定で動いてございます。

○民谷会長 それはもう、そういうことでということで、私ども了解をさせていただくということで、よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それじゃ、2番目でございます。これは前回ちょっと、一部ごらんいただいたんですけども、前は、まあ、本当にそんなに長い時間ということでもありませんでしたけど、今回は少し、30分ぐらいは時間をとって、皆さんに収支報告、続けてちょっと見ていただいて、それを踏まえて今後どういうふうにしていくかという議論にもなってこようかと思っておりますので、ちょっと、今が15分ぐらいですか、ですから45分ぐらいまで、それぞれの必要な、これ全部の会派がそろっていますので、皆さんそれぞれこれを見たいというのをごらんいただいてというふうに思いますけど、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 じゃあ、よろしく願いいたします。

〔各委員、収支報告書閲覧〕

○民谷会長 どうでしょうか、最初予定した時間、大体45分ぐらいになったんですけども。ちょっと、きょう終わるというわけにもなかなかいかないと思いますけども、とりあえず、区切りをつけていただいてということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それでは、その他のところ、事務局のほう、何かありますか。

○依田次長 はい。本日、閲覧していただいたのが28年度ということで、今年度29年度についても調整中ございまして、次回あたり閲覧していただいて、ご意見をいただくような場を設けさせていただきたいなというふうに考えています。

また、お手元の日程の調整表でございます。スケジュールを確認の上、後日でも結構でございますので、ご提出をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○民谷会長 はい。では、次回の、今のところ予定としては、1月の中下旬……

○依田次長 1月の中下旬ぐらいを、はい、予定しています。そのころには、29年の前半部分を皆さんに見ていただけるかと思ひます。

○民谷会長 じゃあ、日程等の表を、きょういただいても、後でもよろしいですね。

○依田次長 はい、結構でございます。よろしくお願ひいたします。

○民谷会長 はい。

じゃあ、ほかに何か、特別ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 よろしいでしょうか。それじゃ、きょうの審査会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

午前10時47分閉会